

項番	(あ) 決定通知書に記載の公文書の 件名	(い) 公文書の件名	(う) 公開しないこととした部分	(え) 公開しないこととした 理由	(お) 実施機関の主張
1	平成29年4月11日 教科書採択に関する 教育委員協議会配付資料	平成29年4月11日教科書採択に関する教育委員協議会配付資料	(1) 教育委員協議会レジュメ「採択にかかる教育委員協議会・教育委員会会議の予定」中、記載内容の全部 (2) 教育委員協議会レジュメ「今回の採択に向けた検討課題」中、記載内容の全部 (3) 「平成30年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択について（案）1.平成29年度使用教科用図書の採択について」中、記載内容の全部 (4) 「平成30年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択について（案）2.基本的な考え方について」中、記載内容の全部 (5) 「平成30年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択について（案）3.教科用図書選定委員会の設置等について」中、記載内容の全部 (6) 「平成30年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択について（案）5.教科用図書選定委員会委員の委嘱について」中、記載内容の全部 (7) 「平成30年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択について（案）6.採択の仕組みについて」中、記載内容の全部 (8) 「平成30年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択について（案）7.委員会・調査会などの業務について」中、記載内容の全部 (9) 「平成30年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択について（案）8.アンケートについて」中、記載内容の全部 (10) 「平成30年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択について（案）9.採択の手順について」中、記載内容の全部 (11) 「平成30年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択について（案）10.『調査の観点』について」中、記載内容の全部 (12) 「平成30年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択について（案）11.答申について」中、記載内容の全部 (13) 「平成30年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択について（案）12.事務日程（案）」中、記載内容の全部 (14) 「資料1-1 教科書採択地区について」中、記載内容の全部 (15) 「資料5-1 教科書の閲覧に関するアンケート（平成29年度案）」中、記載内容の全部	条例第7条第4号 条例第7条第5号	項番1の(い)欄に記載の公文書（以下あわせて「 <b>本件文書1</b> 」という。）は、教育委員会事務局初等教育担当が、教育委員会協議会で教育委員に、平成30年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択に関する事務手続きの流れについて説明するため、平成29年4月11日及び同月25日に開催の教育委員協議会に提出した公文書である。採択にかかる教育委員協議会及び教育委員会会議の予定、今回の採択に向けた検討課題、並びに平成30年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択に関する基本的事項が記載されている。 本件文書1は、採択前、加えて教育委員会会議開催前の過程段階のものとして作成しており、未成熟である。その内容が公開されることにより、採択の途中で市民に誤解をあたえ混乱を招くことが懸念される。 また、本件文書1は、最終的に教育委員会会議の議事とは異なる内容が含まれることが有りうる。採択後であっても、その内容が公開されることで、委員に対する働きかけや攻撃、学校現場に混乱が起きることになれば、今後、自由な意見交換や調査研究を積極的に行うことができなくなり、静ひつな環境で公正な教科書採択を行うことに支障を及ぼす。本市においても、これまで様々な市民等から特定の教科書に対する意見等の要望が多数寄せられたり、教育委員会に押しかけて執拗に質問や批判、ピラ撒き等の示威行為を行う事態は発生しており、今後、教育委員や選定委員宅に押し掛け様々な働きかけを行うなど、苦情や批判等が寄せられるおそれがある。
	平成29年4月25日教科書採択に関する教育委員協議会配付資料	平成29年4月25日教科書採択に関する教育委員協議会配付資料	(1) 「平成30年度使用教科用図書の採択について 1 義務教育諸学校」中、記載内容の全部 (2) 「平成30年度使用教科用図書の採択について 参考資料（1）小学校」中、記載内容の全部	条例第7条第4号 条例第7条第5号	
2		平成27年5月12日開催の教育委員協議会配付資料 教育委員が中学校教科書採択に関与しないことを求める公開質問書	回答先の個人の氏名、住所及び携帯電話番号	条例第7条第1号	項番2の(い)欄に記載の公文書（以下あわせて「 <b>本件文書2</b> 」という。）は、市民団体により作成され、本市教育委員会へ提出された要望書を、教育委員協議会において情報共有するために事務局より配付された資料である。 (う)欄に記載の部分（以下「 <b>本件非公開情報2</b> 」という。）は、個人情報であることから、条例第7条第1号により非公開対象と判断した。
3	教育委員協議会の会議録（議論の概要）と配付資料 （2015年5月12日、5月26日、7月14日、7月21日、7月28日開催分）	平成27年5月26日開催の教育委員協議会配付資料 中学校社会科（歴史的分野、公民的分野）教科書の評価の観点について（案） 平成27年7月14日開催の教育委員協議会配付資料 社会科教科書の複数使用について（提言）平成27年6月 平成27年7月14日開催の教育委員協議会配付資料 中学校社会科（歴史的分野、公民的分野）教科書の評価の観点について（案）平成27年5月 平成27年7月14日開催の教育委員協議会配付資料 歴史学関連書学会の政治的な意見表明・運動について 平成27年6月 平成27年7月14日開催の教育委員協議会配付資料 公民教科書の評価 平成27年7月	項目を除く全ての記載 項目を除く全ての記載 項目を除く全ての記載 項目を除く全ての記載 出版社名を除く全ての記載	条例第7条第5号	項番3の(い)欄に記載の公文書（以下あわせて「 <b>本件文書3</b> 」という。）は、大森委員長が調査研究のために作成した資料であり、教育委員協議会において配付されたものである。 本件文書3は、調査研究や準備を目的に作成された意思形成過程にある資料であり、最終的に教育委員会会議の議事とは異なる内容が含まれていることが有りうる。意思形成過程にある教育委員が関連な調査研究を行うことを目的に開催された教育委員協議会で使用した本資料には、個人の思想信条にかかわる内容も含まれており、(う)欄に記載部分（以下「 <b>本件非公開情報3</b> 」という。）を公開することにより、教育委員個人への働きかけや抗議等が行われることも懸念され、今後、調査研究や準備を積極的に行うことができなくなり、意見を述べにくくなるおそれがあることから非公開としている。

項番	(あ) 決定通知書に記載の公文書の 件名	(い) 公文書の件名	(う) 公開しないこととした部分	(え) 公開しないこととした 理由	(お) 実施機関の主張
3		平成27年7月21日開催の教育委員協議会配付資料 社会科（歴史・公民）教科書の複数使用に関する提言 平成27年7月 平成27年7月21日開催の教育委員協議会配付資料 中学校社会科（歴史的分野、公民的分野）教科書と社会観・歴史観について 平成27年7月 平成27年7月21日開催の教育委員協議会配付資料 歴史学関連諸学会の政治的な意見表明・運動について 平成27年6月 平成27年7月21日開催の教育委員協議会配付資料 中学校社会科「公民的分野」教科書の社会観に関する評価の観点 平成27年7月 平成27年7月21日開催の教育委員協議会配付資料 公民教科書の評価 平成27年7月 平成27年7月28日開催の教育委員協議会配付資料 歴史教科書：帝国と育鵬社の対比 平成27年7月	項目を除く全ての記載 項目を除く全ての記載 項目を除く全ての記載 項目を除く全ての記載 出版社名を除く全ての記載 出版社名を除く全ての記載	条例第7条第5号	項番3の(い)欄に記載の公文書(以下あわせて「 <b>本件文書3</b> 」という。)は、大森委員長が調査研究のために作成した資料であり、教育委員協議会において配付されたものである。 本件文書3は、調査研究や準備を目的に作成された意思形成過程にある資料であり、最終的に教育委員会会議の議事とは異なる内容が含まれていることが有りうる。意思形成過程にある教育委員が関連な調査研究を行うことを目的に開催された教育委員協議会で使用した本資料には、個人の思想信条にかかわる内容も含まれており、(う)欄に記載部分(以下「 <b>本件非公開情報3</b> 」という。)を公開することにより、教育委員個人への働きかけや抗議等が行われることも懸念され、今後、調査研究や準備を積極的に行うことができなくなり、意見を述べにくくなるおそれがあることから非公開としている。
4		平成27年7月21日開催の教育委員協議会配付資料 中学校教科書採択の流れ(社会科)	「1 歴史(各委員より歴史についての意見表明)」の発言者名、発言内容のうち出版社名、評価内容 「1 歴史(議論のまとめ)」の出版社名 「2 公民(各委員からの意見表明)」の発言者名発言者名、発言内容のうち出版社名、評価内容 「2 公民(議論のまとめ)(採決)」の出版社名	条例第7条第5号	項番4の(い)欄に記載の公文書(以下「 <b>本件文書4</b> 」という。)は、中学校教育担当において、これまでの教育委員協議会における教育委員の協議内容をもとに大まかな流れを作成し、教育委員協議会で配付した資料である。 (う)欄に記載の部分(以下「 <b>本件非公開情報4</b> 」という。)は、委員が特定の教科書について意見を述べていると判断できるものであるため非公開としている。あわせて、個人の思想信条にかかわる内容が公開されることにより、個人への抗議などの影響が想定できることから非公開としている。
5	教育委員協議会の会議録(議論の概要)と配付資料 (2015年5月12日、5月26日、7月14日、7月21日、7月28日開催分)	平成27年7月28日開催の教育委員協議会配付資料 教育委員会会議 手持ちメモ(教科書採択 中学校) その1(案)	「地理」のうち委員の発言例の一部 「歴史」のうち委員の発言例の一部 「公民」のうち委員の発言例の一部 「地図」のうち委員の発言例の一部 「補助教材」のうち委員の発言例の一部	条例第7条第5号	項番5の(い)欄に記載の公文書(以下「 <b>本件文書5</b> 」という。)は、中学校教育担当及び教育政策課において、これまでに調査研究を目的に開かれた教育委員協議会での教育委員の協議内容を踏まえ、あくまでも教育委員会会議における発言例として作成し、教育委員協議会で配付した資料である。 (う)欄に記載の部分(以下「 <b>本件非公開情報5</b> 」という。)は、委員が特定の教科書について意見を述べていると判断できるものであるため非公開としている。あわせて、個人の思想信条にかかわる内容が公開されることにより、個人への抗議などの影響が想定できることから非公開としている。
6		平成27年7月14日(火)教育委員会協議会(午前の部)記録 平成27年7月14日(火)教育委員会協議会(午後の部)記録 平成27年7月21日(火)教育委員会協議会(前半)記録 平成27年7月28日(火)教育委員会協議会(英語)記録 平成27年7月28日(火)教育委員会協議会(音楽一般)記録 平成27年7月28日(火)教育委員会協議会(音楽器楽)記録 平成27年7月28日(火)教育委員会協議会(美術)記録 平成27年7月28日(火)教育委員会協議会(保健体育)記録 平成27年7月28日(火)教育委員会協議会(技術)記録 平成27年7月28日(火)教育委員会協議会(家庭科)記録	発言者の氏名と、特定の教科書等について意見を述べている発言内容	条例第7条第5号	項番6の(い)欄に記載の公文書(以下あわせて「 <b>本件メモ</b> 」という。)は、平成27年7月14日、同月21日、同月28日に開催された教育委員協議会の記録メモである。本件メモは、教科書採択に向けた調査研究及び準備を目的として非公開で行われた教育委員協議会に出席した実施機関の職員が、会議当日に向けて議事進行の流れ等の資料を作成する必要があったことから、各委員の発言内容をメモとして残したものである。 発言者に本件メモを作成することについて事前に了解を得て作成した資料ではなく、また本件メモの記載内容について発言者に確認をとっているものでもないことから、メモに記載された発言内容は、発言者の意図に沿った正確なものではない。また、教育委員協議会は非公開を前提として行っているものであり、各発言者は、自らの発言が一言一句公文書として記録されることを想定して発言をしているものではない。 本件メモは、本来は公文書として保有する前提で作成した資料ではなかったが、平成27年度の中学校社会科教科書採択事務において、教科書アンケートへの不適切な関与の有無について外部調査が行われたことから、事務局として調査に全面的に協力するために本件メモを提出し、結果として組織共用文書として公開請求の対象となっているものである。 本件メモで公開しないこととした部分(以下「 <b>本件非公開情報6</b> 」という。)は、発言者の氏名及び特定の教科書等について意見を述べていると判別できる発言内容である。 上記の経過から、本件メモの記載内容については、原則として非公開の扱いとするべきものと考えており、平成27年度の中学校社会科教科書の採択事務については、特定の教科書の扱いをめぐって全国的に市民からの関心が非常に高く、本市教育委員会においても、様々な団体等から、特定の教科書に対する意見等の要望が多数寄せられている状況であった。 このような状況の中、本件平成27年度の教科書採択事務においては、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を保持し、教育委員会の権限と責任のもと、公正かつ適正な教科書採択事務をすすめる必要性が特に強く求められる状況であった。 このような教科書採択をめぐる社会情勢などを踏まえると、本件メモに記載の、意思形成過程における各教育委員の不正確な発言が公になった場合には、教育委員が関連な調査研究を行うことが困難となり、教科書採択について率直な意見を述べることができなくなることから、今後の教科書採択事務の公正、円滑な執行の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第5号に該当し、非公開とした。